

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱

27 福保高介第1437号
平成28年4月1日

28 福保高介第1535号
平成29年4月1日

29 福保高介第102号
平成29年4月12日

29 福保高介第1972号
平成30年4月1日

31 福保高介第2255号
令和2年4月1日

2 福保高介第1789号
令和3年4月1日

3 福保高介第498号
令和3年6月8日

4 福保高介第2100号
令和5年4月1日

5 福保高介第747号
令和5年7月1日

5 福祉高介第1530号
令和6年3月28日

6 福祉高介第2191号
令和7年3月31日

1 事業目的

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の15及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68の第1項第2号の規定に基づき、主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証書又は主任介護支援専門員更新研修修了証書（以下「修了証書」という。）の有効期間の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は、都が介護支援専門員の研修実施団体として指定した実績を有し又は都が介護支援専門員の研修を委託した実績を有する団体で、本研修を適切かつ円滑に行いうる団体に委託できるものとする。

3 対象者

原則、東京都の介護支援専門員資格登録簿に登録しており、研修申込日の属する月の初日において以下の(1)及び(2)に規定する要件（以下「受講要件」という。）を全て満たす者であって、修了証書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者のうち、都が受講者として適切であると認めた者とする。

(1) 必須要件

都内に勤務（介護支援専門員としての勤務の有無は問わない。）している者
なお、当該研修修了後、最低1年間は、引き続き都内で働く予定があること。

(2) 選択要件

修了証書の有効期間内に以下のアからオまでのいずれかに該当する者

なお、修了証書の有効期間内に他道府県から登録移転（転入）をした場合は、規定中「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとする。また、他道府県から登録移転する前の期間において、登録移転前道府県における主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たす場合、当該期間において以下要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとする。

ア 都道府県、都内の区市町村及び都内の地域包括支援センターが主催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師又はファシリテーターの経験がある者

イ 国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団体が開催するケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等（介護支援専門員法定は除く。）に毎年度4回以上参加した者

ウ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会、日本介護支援専門員協会が開催する全国大会、東京都介護支援専門員研究協議会が開催する研究大会又は東京都社会福祉協議会が開催するアクティブ福祉において、ケアマネジメントに関する研究の演題発表等の経験がある者

エ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

オ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者

4 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要

な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれることを踏まえると、実務を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。

(2) 研修内容

介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）の規定に基づき、別表のとおり実施する。

(3) 研修講師

研修講師については、原則以下のア及びイのとおりとする。

なお、規定中の相当の知見を有する者とは、以下の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者とする。

- (ア) 施行規則第113条の2第1項第1号に規定する資格を有する実務経験が長い主任介護支援専門員
- (イ) 地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対し相談・支援に従事している者
- (ウ) 大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者
- (エ) その他上記に準ずる者

ア 別表に規定する「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向」の科目の講師については、介護保険制度について相当の知見を有する者又は東京都職員を充てるものとする。

イ 別表に規定する主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践に係る科目の講師については、適切なケアマネジメント手法について相当の知見を有する者、相当の実務経験のある主任介護支援専門員又は大学教員、法人内において研修の責任者として指導に従事している者を充てるものとする。

(4) 受講者の決定

受講希望者が募集定員を上回った場合は、区市町村の高齢者人口規模等を勘案し、都が調整する。

なお、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。

(5) 受講地の変更

ア 東京都の介護支援専門員資格登録簿に登録されている者（以下「名簿登録者」という。）が、やむを得ない事情により、研修受講地を変更しようとするときは、主任介護支援専門員更新研修受講地変更申請書（別記様式）または別途定める電子申請の方法により、知事に申請しなければならない。

なお、研修の一部についての受講地変更はできないものとする。

イ 知事は、アの申請があったときは、名簿登録者の希望する研修受講地の道府県知事と協議の上、研修受講地変更の可否について、受講地変更申請者宛通知する。

ウ 知事は、他の道府県の名簿登録者であって、3の受講要件を満たすものから、当該道府県知事に対し研修受講地の変更申請があった場合は、当該名簿登録者を本研修の対象者として受け入れることができるものとする。

なお、研修の一部についての受講地変更はできないものとする。

5 研修の受講費用

(1) 受講料

東京都福祉局関係手数料条例（令和5年東京都条例第67号）の規定するところにより、研修実施に要する費用相当分を、受講者から受講料として徴収する。

(2) その他

研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

6 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施するものとする。

7 修了証書の交付等

(1) 修了の要件

本研修の全課目を修了していること。

(2) 修了証書の交付

(1)に規定する修了の要件を満たしていることを確認した者に対し、東京都知事（以下「知事」という。）が修了証書を交付するとともに、修了証書番号、修了年月日、有効期間、氏名、生年月日等の事項を記載した名簿を作成し、保管する。

修了証書に記載する有効期間は5年間とする。

なお、研修の実施を委託する場合は、名簿の作成についても委託することとし、研修終了後、速やかに受託者が都に提出するものとする。

(3) 修了者名簿の取扱い

(1)で作成した修了者の名簿については、修了者から同意を得た上で、都内の区市町村に提供できるものとする。

8 受講の無効及び研修修了の取消し

(1) 虚偽又は不正の事実があった場合

知事は、研修受講の申込みに当たり虚偽又は不正の事実があった場合及び研修受講中の不正行為が判明した場合は、その時点で当該受講者の受講の決定を取り消し、研修を修了している場合には修了の決定を取り消すものとする。

また、上記の場合に本研修を修了後、介護支援専門員証の有効期間を更新した場合は、介護支援専門員証の交付を取り消すものとする。

なお、修了の決定又は介護支援専門員証の交付を取り消す場合において、既に修了証書又は介護支援専門員証が交付されているときは、当該受講者に修了証書及び介護支援

専門員証を返還させなければならない。

(2) 研修課題が提出等できない場合

受講の決定後に別途定める期日までに研修課題が提出できない場合又は提出書類に不備があり指示に従わない場合は、受講の決定を取消することができるものとする。

9 その他

本研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの要綱の「修了証書の有効期間」については、次の表の主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、次の同表に掲げる期間とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える期間
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日まで
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日まで

- 2 3(3)アに規定する「毎年度4回以上参加した者」とあるのは、平成31年度までは、「平成27年度から研修申込日の属する年度までの期間に年平均4回以上参加した者」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

3(3)アに規定する「毎年度4回以上」とあるのは、平成18年度から平成27年度までに東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成18年8月22日付18福保高介第373号)に基づく東京都主任介護支援専門員研修を修了した者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第2項の規定に基づき他の道府県知事が行う研修も含む。)は、「平成27年度から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に年平均4回以上」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

(経過措置)

平成27年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの要綱の「修了証書の有効期間」については、次の表の主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、次の同

表に掲げる期間とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える期間
平成 23 年度までに修了した者	平成 31 年 3 月 31 日まで
平成 24 年度から平成 26 年度までに修了した者	平成 32 年 3 月 31 日まで
平成 27 年度に修了した者	研修修了日から起算して 5 年

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 (3) アに規定する「毎年度 4 回以上参加した者」とあるのは、平成 18 年度から平成 27 年度までに東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成 18 年 8 月 22 日付 18 福保高介第 373 号)に基づく東京都主任介護支援専門員研修を修了した者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 37 条の 15 第 2 項の規定に基づき他の道府県知事が行う研修も含む。)は、「毎年度 4 回以上参加した者または平成 27 年度(修了証書の有効期間内に限る。)から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に年平均 4 回以上参加した者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。